

野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

2 意見の募集期間

令和4年10月12日（水曜日）から令和4年11月10日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	4人	11件
②提出方法	直接持参	2人 5件
	郵送	0人 0件
	FAX	1人 3件
	Eメール	1人 1件
	電子申請	1人 2件
	(同一人の異なる方法による提出がある。)	
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	改正手法に対する意見		
1	附則第5条以下については、野田市情報公開条例の改正、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正に関する内容であるのだから今回新設される野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の附則に含むべきものではないのではないか。本来、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の新設と同時並行で野田市情報公開条例の改正、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正事務を進め、それぞれのパブリックコメント手続も行うべきではないか？	<p>本案は、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されることと合わせて、関連する制度に係る2条例を附則により改めるものです。</p> <p>御意見を受けて、2条例の改正についても意見募集の対象であることを明確にするため、10月14日に意見を募集する趣旨を修正し、「本案は、野田市情報公開条例及び野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正を含んでおり、当該改正に係る御意見を含めて募集しています。」と追記しました。</p>	修正無し (ただし、パブリック・コメント手続の意見を募集する趣旨は修正(追記)した。)

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>野田市情報公開条例の改正案、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正案（以下、「関連2条例改正案」という）の内容の一部について附則第5条以下として今回のパブリックコメント対象となっていることになるが、今後行われるであろう関連2条例改正案のパブリックコメント手続との整合はどのように取られるのか？仮に後発の手続で附則第5条以下に修正の必要が生じたら、また再度手続をすることになるのか？</p> <p>そもそも「関連2条例改正案」のパブリックコメント手続は別途されるのか？</p>		
「自己情報コントロール権の尊重」に対する意見			
2	<p>概要資料で述べられているように、個人情報保護委員会の「自己情報コントロール権の保障」の条文は設けず内部的な運用として判断要素とすることは妨げられないとの見解を受けて、市は運用の手引に具体的に尊重するための運用を記載するのであれば、第3条の文末を「尊重するよう努めなければならない」という努力義務表現に留めず、「尊重するよう運用を定めなければならない」と積極表現にすべきと考える。</p>	<p>個人情報保護委員会の見解は、「目的外提供について法の規定と重複する内容を規定するものであり、規定の競合に伴う混乱を排除するため、これらの規定を改正法の施行後の施行条例で設けることはできない」とするものですが、前提として、改正個人情報保護法が、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としており、そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができることとなります。その観点から、地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。そのため、個人情報保護や情報の流通</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定されていません。その上で、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではないとのことであったことから、国に条例で独自の規定を置くことが可能かを確認したところ、条例への規定はできないとの意見でした。このことから、条例には、規定が許容されるとされている理念規定を置くこととしたものです。</p> <p>御意見のあった「運用を定めなければならない」との規定については、理念規定の範疇を超え、条例に具体的な義務を規定することになるため、許容されません。</p> <p>運用については、手引にしっかりと記載し、提供についての判断要素としてまいりたいと考えています。</p>	
3	<p>第3条について、「自己情報コントロール権の尊重に努めなければならない」としており、法との関係で条例表現に気を遣っている努力を認めるものの、実際にその姿勢を担保するための措置が必要ではないか。</p>	<p>条例案の概要に記載したとおり、条例には規定できない代わりに、内部的運用を定める手引等に具体的な手続を記載し、運用してまいりたいと考えています。</p>	修正無し
4	<p>第3条の「市民の自己情報コントロール権の尊重に努めねばならない」という理念的な表現は曖昧な言葉です。前の「…コントロ</p>	<p>No. 3に同じです。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>「権利の保障」という言葉の方が確かに重みと責任感と義務感が伝わってきました。法の規定がないということでの変更とあるが条例は国の法で及ばない、抜け落ちてしまうものを補足する、きめ細かさを求めて策定されるものだとして理解する。とすると、それが抜けてしまうと、どうやって具体的に守られるのか細かく明記する必要があるのではないか。どう思いますか。</p>		
<p>情報公開条例の開示決定期限に対する意見</p>			
5	<p>附則第5条の情報公開条例第10条、11条の変更については、以下の理由により撤回すべきです。</p> <p>(1) 個人情報保護法、情報公開法においてそれぞれ30日、60日とされていることから単純に付度・追従したものと推測されるが、情報公開法と野田市情報公開条例は上下の関係になく、それぞれ独立した法令であり、法との整合を取る必要はない。</p> <p>(2) 各地方自治体の情報公開条例は、情報公開法に先行し市民の知る権利にのっとり独自に制定されたものであり、その経緯と理念を尊重すべきである。</p> <p>(3) 私のこれまでの野田市への開示請求実績は総数で150件を超えるが、開示請求から開示決定まで早くても7日程度で開示決定され、そのほとんどが15日以内で事務処理されており、何らかの理由で期限延長</p>	<p>情報公開条例上の開示決定期限を法（個人情報保護法）に合わせたいと考えるのは、情報公開条例に基づく行政文書開示請求の制度が、個人情報保護法と同じく、「請求に基づいて、市の保有する文書から開示対象となる文書を特定し、文書の特定後、不開示情報がないかを精査して、開示等の決定を行う制度である」という点において、事務作業が共通しているため、個人情報保護制度との整合を取りたいという理由がありました。</p> <p>そのこととあわせて、情報公開条例に基づく開示請求については、令和元年度からの3年半で、108件の請求のうち、54件で、開示等決定までに15日ちょうどもを要しているという現状があり、現在の15日以内のスケジュールは余裕のないものになっていることから、個人情報保護制度との整合を取り、かつ余裕のあるスケジュールにより他の事務</p>	<p>現行の情報公開条例の当初の開示期限15日を5日間延ばして20日に、延長可能期限30日を5日間短くして25日と、合わせて45日間の最大延長期間は維持する。</p>

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>となった件数は数えるほどしかない。この事実から評価すれば、現状の15日間でも事務負担が重いなどの事務処理上の問題もなく延長の必要性がないことが明らかである。</p> <p>(4) そもそも現状でも、何らかの理由による30日限度による延長や大量文書の請求による45日限度による延長と相当分の開示決定と十分な期限延長が定められているから、これまでの実績に照らしてもこれらの規程を変更してさらに延長することに必要性がない。</p> <p>(5) 野田市情報公開条例が「市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と同条例の目的と定めているところであり、開示決定までの期限を延長すれば、それを制限することになるから安易に延長すべきではない。</p> <p>具体的に例示すれば、これまで私は一定の目星をつけた事実についてまず調査・確認するために開示請求によって行政文書を手掛かりに分析・検討を行い、そして更に追加で開示請求を行い追加入手した行政文書によって事実関係を補強して行くという手法によって野田市の問題点を明らかにし、市政メール、議会陳情、住民監査請求、行政訴訟、民事訴訟によって問題提起をし、少なからず市政改善に貢献してきた。</p>	<p>に支障を与えず適正な開示等決定をすることができるよう、情報公開条例の開示等の決定期限を個人情報保護制度に合わせる案としたいと考えていました。</p> <p>しかしながら、単に個人情報保護制度との整合を図ることについて反対であるとのパブリック・コメント手続の御意見を踏まえ、情報公開条例の改正案を修正します。</p>	

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>た。</p> <p>このように開示請求は単発で完結するものではなく、多重に繰り返す必要があり、開示決定までの期間の延長は結果的にそれに制限を掛けることとなる。</p> <p>特に住民監査請求は、支出行為から1年間という請求期限があることから、開示決定までの期間の延長は、請求の立案、請求書の作成、証拠の準備に直接影響を与えることになる。</p> <p>また、過去に私が提起した野田市を相手方とした訴訟においては、2か月周期で裁判期日の設定が行われていたが、提出された準備書面を熟読・分析・検討し、必要に応じて反論の証拠として行政文書を開示請求し、反論を記述するとともに書証として提出することを本人訴訟として自ら行った経験からすれば、その作業は現状の15日間でも厳しいものがあった。</p>		
6	<p>附則第5条中情報公開条例第10条第1項及び第11条を改める改正について、現行のままとするべき。</p>	<p>No. 5に同じです。</p>	<p>修正無し</p>
7	<p>開示等決定の期限 第10条30日以内、第11条60日以内</p> <p>下線部分、現行ではそれぞれ15日、45日のものを変更する案には反対です。</p> <p>野田市は国に先行して、市民の利益に沿った内容の条例を独自に制定していました。これまでも問題なく運用されており、特別な</p>	<p>No. 5に同じです。</p>	<p>修正無し</p>

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>理由がある場合は期限延長も定められています。</p> <p>国の法規程は最低ラインを示すものであり、市民の便益を考えれば、決定期限はできうる限り短い方がよいことは自明の理です。提出期限のある書類を作成するために必要な文書を開示請求した場合、開示までの期間が長すぎれば、それを分析、検討する時間が不十分であったり、間に合わないなどの事態も起こりかねないと危惧します。</p> <p>自治体が法以上にその利便性を高め、上乘せすることは市民の知る権利を尊重した野田市の独自性と理念に沿うものであり、国が禁ずるものではないと考えます。</p> <p>むしろ、地方自治の観点から、又条例の目的であるところの「市民の市政に対する理解と信頼を深める」ためにも後退させるべきではないと思います。</p>		
野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問についての意見			
8	<p>第7条について、審査会への諮問については、第3条での意見同様、法規定に関わらずこれまでの手続を維持するための措置を担保すべき。</p>	<p>現行条例においては、個人情報の取得、利用、提供、電子計算機結合等において、審査会の意見をあらかじめ聴かなければならないとしていましたが、国は法のガイドラインにおいて「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない」としております。また、「条例以外の規則や規程などにより規定する場合であっても、個別の案件の処理に関し</p>	修正なし

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>て審議会等への報告や意見聴取を要件化するようなものは、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うものに類するものとして、許容されません。」との見解を示しています。</p> <p>このため、現行条例のような手続を要件とすることはできませんが、条例第7条で個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める際に諮問し、又は条例第4条で適宜参考意見を求めることができるよう規定し、運用してまいりたいと考えています。</p>	
9	<p>第7条のこれまでの審査会への諮問について良くわからないが、従来の審査会が維持されるのでしょうか。廃止されるのでしょうか。心配する方もいます。維持して欲しい。</p> <p>行政内部で問題が生じた時、責任問題が絡み、問題の確証にせまれません。部外者の第三者を入れて客観的な見方の出来る諮問会を開かれるシステムも欲しい。</p>	No. 8に同じです。	修正なし
情報公開制度における審理員制度についての意見			
10	<p>情報公開条例第15条の3を加える改正について、審理員制度は現行のままで。長引くとの考えもあるが、審査会とは別の第三者の目は必要なので、これまでどおりとされたい。</p>	<p>審査請求に関する一般法である行政不服審査法では、平成28年の改正に伴い、審査請求の審理手続を担当する審理員の制度が導入されました。</p> <p>野田市においては法律に特別の規定がない限り、全面的にその制度を取り入れていましたが、一方で、国や多くの他団体では、情報公開及び個人情報保護の分野では、かねてから野田市でいう情</p>	修正なし

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>報公開・個人情報保護審査会のような専門性の高い附属機関により不服申立ての処理が行われてきた経緯から、審理員制度を適用しないこととしていました。</p> <p>また、多くの他団体におけるそのような経緯から、今回、個人情報保護法の適用に伴い、各地方公共団体の機関における個人情報保護制度上の開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る決定等に対する審査請求に関して、審理員による審理手続が除外されることとなっています。</p> <p>国の説明によると、「いわゆるインカメラ審理（対象となる文書等の提出を求めること）及びヴォーン・インデックス（対象となる文書等に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めること）により、情報公開・個人情報保護審査会が直接に争点となっている保有個人情報を見分し、開示可否を判断するものであり、審査請求人が開示を求める理由・背景とは直接に関係なく、当該保有個人情報が開示できるか否かを客観的に決定するものであるため、審理員を指名して審理関係人から意見を聴取等する現実的必要性は認められない。</p> <p>また、情報公開・個人情報保護審査会が必要と認める場合に、意見の聴取等を行うことは可能であり、審理員による審理を経ないで直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問する方が、審理の迅速化につながり、争訟経済の観点か</p>	

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>らも適切である。」とのことです。</p> <p>野田市では、制度の始まった平成28年度からこれまで、情報公開・個人情報保護制度に係る審査請求案件のうち10件（情報公開制度9件、個人情報保護制度1件）において審理員手続を終結させましたが、その手続の期間については、2か月が1件、2か月半が2件、3か月が4件、4か月が1件、6か月が2件となっており、10件の平均は、3.5か月です。この後審査会に諮問され、答申を得るまでに審理員手続と同様の手続があり、これに概ね3か月から6か月程度掛かる状況を踏まえると、手続の迅速化を実現するためには審理員手続の除外は必要なことであり、情報公開条例に基づく決定に対する審査請求についても同様であると考えています。</p>	
	その他		
11	<p>デジタル情報社会、国が情報の一元化を目指す、言葉悪いが人を管理しやすくコントロールする為か、中国のようなデジタル管理社会だけはやめてもらいたい。国が考える都市ぐるみ、外国大手のデジタル民間企業にプライバシーを全部管理させる「スーパーシティ構想」をも含む話なのだと思う。</p> <p>便利社会はどこか、なぜか怪しい。人間は悪いことはしないという性善説も昔から信じられない。ありえません。人間は金銭欲と権力欲、または巧みな罠によって追</p>	<p>保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等については、法第66条により安全管理措置を講ずることが義務付けられています。また、条例第7条第2号及び第3号の規定に基づいて、措置の基準を定めようとする場合及び個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合には野田市情報公開・個人情報保護審査会に専門的な知見に基づく意見を聴取することができまので、これらの規定の下に、市民の個人情報を保護するための取組を行ってまいります。</p>	修正なし

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>い詰められ悪いこと、考えられないことをする動物です。その前提にたつてこの条例案を考えています。</p> <p>必ず情報は漏洩するだろう。その為に対策をお願いします。今のデジタル情報社会ではこの一昔前のアナログ社会で作られた条例案で本当に対応出来るかは疑問でもあります。話が飛躍するかもしれませんが、こういう枠に入らない集団が暗躍している国際グローバル時代です。やはりデジタルで繋がって行く社会には落とし穴があります。見えないところで侵入されてしまいます。そういう対策もお願いします。</p> <p>野田市は個人情報保護規定が他市より進んでいると聞きます。その規定がデジタル社会で国優先の情報保護法にならないようお願いします。法の規制から抜け落ちてしまうものを細かく補うのが条例です。地方は地方の目線でしっかりと市民生活、暮らしを守ってください。分からない事が多いので、私も、もっと勉強してみます。</p>		